三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年12月27日 午後3時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画の承認について

議第 2号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第 4号 事業計画変更申請について

議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につい て

議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい て

議第 7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断につい て

議第 8号 平成29年度農作業賃金・機械作業料金について

報告事項 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について

報第 4号 農地潰廃通報について

渡 邉 一 英 委員

報第 5号 作付変更届について

報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

1番

藤 太加雄 委員 3番 嘉 4番 藤 田吉則 委員 﨑 文 夫 5番 桒 原 一 郎 委員 6番 野 委員 五十嵐 秀 一 委員 澤 委員 7番 8番 蒲 IE. 伸 之 委員 野 薫 委員 9番 大 桃 10番 眞 11番 坂 井 良 雄 委員 12番 大 竹 正 信 委員 正 利 委員 生 俊 昭 委員 13番 原 14番 羽 15番 刈 屋 __ 夫 委員 16番 佐 藤 満 委員

2番 村 山 佐喜雄 委員

17番棒 譽委員 18番内山 清委員

19番 佐 藤 裕 雄 委員 20番 村 井 善一郎 委員

21番 阿 部 新一郎 委員 22番 阿 部 真佐雄 委員

稔 委員 23番 田 邉 24番 阿 部 銀次郎 委員 25番 清 野 秀 作 委員 26番 星 野 英 治 委員 27番 内 山 敏 雄 委員 夫 委員 28番 渡 邊勝 勝 委員 29番 熊 倉 睦 委員 30番 原 \blacksquare 3 1 番 小 林 茂 宏 委員 32番 坂 井 浩 行 委員 33番 横 山 一 雄 委員 34番 廣川 哲 也 委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

 事務局長清水 学

 経営基盤係副参事 渡辺正美

 経営基盤係主任 高野久美子

 経営基盤係主任 左居 香

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長 (野﨑会長)

皆さん、定刻になりましたので、これより12月の定例総会を開会したいと思います。 (挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、 欠席ゼロで会議は成立します。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。5番、 桒原一郎委員、31番、小林茂宏委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたしま す。

続きまして、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』議題といたします。

なお、3番、嘉藤太加雄委員、9番、大桃伸之委員、10番、眞野薫委員、21番、阿部新一郎委員、24番、阿部銀次郎委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午後3時08分 3番、嘉藤太加雄委員、9番、大桃伸之委員、

10番、眞野 薫委員、21番、阿部新一郎委員、

24番、阿部銀次郎委員、27番、内山敏雄委員退席)

議長 (野﨑会長)

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

議第1号の説明の前に、大変恐縮ですが、議案の訂正のお願いと、あわせておわびを 申し上げます。

お手元に配付をさせていただきました議第1号及び議第6号正誤表をあわせてご覧願います。

最初に、議案 1 ページをお願いいたします。議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)』の 5 2 4 番でありますが、売買価格の欄に 1 0 a 当たりの単価を記載しておりました。正しくは、売買価格は「 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円」でございますので、訂正をお願いをいたします。

次に、議案16ページをお願いいたします。570番でありますが、契約の種類の期間の始期、終期の欄の始期を「平成29年1月1日」と誤って記載しておりました。正しくは「平成29年3月2日」でございますので、訂正をお願いいたします。

次に、議案137ページと正誤表の裏面をお願いいたします。議第1号『農用地利用集積計画の承認について(農地利用集積円滑化事業)』の654-3でありますが、本番に誤りがあり、正しくは「655-3」でございますので、訂正をお願いいたします。

次に、議案159ページをお願いいたします。議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の59番でありますが、転用目的の欄の既存宅地の面積に誤りがあり、正しくは「311.67㎡」でございますので、訂正をお願いいたします。

訂正は以上であります。大変申しわけございませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。 最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

1ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積832㎡であります。

なお、先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

524番は、塚野目地内の農地 2 筆、 832 ㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、 10 a 当たり約○○○万○、○○○円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

136ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定104件、面積82万8,304.85㎡、再設定270件、面積237万7,595.82㎡、合計では374件、面積320万5,900.67㎡であります。

それでは、戻りまして2ページの525番から順に説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10 a 当たりの賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

525番から18ページの578番までの54件は、相対でそれぞれ新規に利用権を 設定するものであります。

5 2 5番は大宮新田地内の農地1筆、2,0 2 3㎡、5 2 6番は井栗地内の農地1筆、1,3 7 5㎡、5 2 7番は金子新田地内の農地1筆、6 0 4㎡、5 2 8番は月岡地内外の農地計15筆、5,8 1 9㎡、5 2 9番は芹山地内の農地4筆、1万9,0 6 1㎡、

530番は茅原地内の農地2筆、6,226㎡、531番は茅原地内の農地2筆、5, 425㎡、4ページをお願いいたします。532番は茅原地内の農地5筆、6,682 ㎡、533番は茅原地内の農地1筆、6,781㎡、534番は茅原地内の農地1筆、 2,998㎡、535番は茅原地内の農地1筆、3,297㎡、536番は福島新田地 内の農地1筆、4、947㎡、537番は九之曽根地内の農地2筆、1万53㎡、53 8番は笹岡地内の農地1筆567㎡、539番は大谷地地内の農地3筆、2,570㎡、 6ページをお願いいたします。540番は大谷地地内の農地2筆、2,117㎡、54 1番は笠堀地内の農地3筆、3,633㎡、542番は金子新田地内の農地3筆、6, 482㎡、543番は金子新田地内の農地1筆、1,003㎡、544番は須戸新田地 内の農地2筆、1,993㎡、545番は須戸新田地内の農地2筆、700㎡、546 番は須戸新田地内の農地6筆、6、066㎡、547番は新保地内の農地2筆、1、0 42㎡、8ページをお願いいたします。584番は下保内地内の農地6筆、3,981 m, 549番は茅原地内の農地1筆、2,999m, 550番は笹岡地内の農地2筆、 1,005㎡、551番は上大浦地内の農地12筆、9,236㎡、552番は上大浦 地内の農地3筆、1,794㎡、553番は荒沢地内の農地8筆、1万716㎡、10 ページをお願いいたします。554番は栗林地内外の農地計24筆、2万1、340 ㎡、 555番は塚野目地内外の農地計4筆、6,794㎡、556番は大宮新田地内の農地 2筆、3,034㎡、557番は大宮新田地内外の農地計6筆、4,892㎡、12ペ ージをお願いいたします。558番は鶴田地内の農地1筆、730㎡、559番は塚野 目地内の農地2筆、3、530㎡、560番は西潟地内外の農地計2筆、3、847㎡、 561番は代官島地内の農地5筆、4,282㎡、562番は善久寺地内外の農地計3 筆、1万2,043㎡、563番は直江町3丁目地内外の農地計19筆、9,606㎡、 14ページをお願いいたします。564番は貝喰新田地内の農地2筆、4,650㎡、 565番は中島地内外の農地計15筆、1万1、918.62㎡、566番は岡野新田 地内外の農地計9筆、1万1,222.12㎡、567番は岡野新田地内外の農地計4 筆、8,567㎡、568番は楢山地内の農地1筆、1,308㎡、16ページをお願 いいたします。569番は桑切地内の農地5筆、3,802㎡、570番は北五百川地 内の農地2筆、4,276㎡、571番は島川原地内の農地2筆、3,473㎡、57 2番は金子新田地内の農地1筆、2,990㎡、573番は柳沢地内の農地3筆、5, 847㎡、574番は東大崎1丁目地内の農地1筆、2,033㎡、575番は東大崎 1丁目地内の農地1筆、1,725㎡、576番は柳沢地内の農地5筆、4,303㎡、 18ページをお願いいたします。577番は東大崎1丁目地内の農地3筆、4,084 ㎡、578番は月岡4丁目地内の農地32筆、1万5,344㎡、以上54件は相対で 新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の579番から42ページの628番までの50件、合計面積54万1,469. 11㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権を設定するものであります。

それでは、579番から順にご説明をいたします。579番は柳沢地内外の農地計8

筆、8,546㎡、20ページをお願いいたします。580番は白山新田地内の農地2 筆、1万8,644㎡、581番は代官島地内外の農地計8筆、6,377㎡、582 番は井戸場地内の農地2筆、972㎡、583番は福島新田地内外の農地計14筆、1 万4,449㎡、584番は新堀地内の農地7筆、1万2,416㎡、22ページをお 願いいたします。585番は、新堀地内の農地21筆、8,557㎡、586番は新堀 地内の農地12筆、8,592㎡、587番は新堀地内の農地9筆、1万494㎡、2 4ページをお願いいたします。588番は新堀地内の農地10筆、1万6,244㎡、 589番は新堀地内の農地11筆、6,149㎡、590番は新堀地内外の農地計31 筆、1万1,542.20㎡、591番は新堀地内の農地3筆、2,999㎡、592 番は新堀地内外の農地計28筆、1万9,404㎡、593番は新堀地内の農地4筆、 5, 191㎡, 28ページをお願いいたします。594番は新堀地内の農地3筆、6, 048㎡、595番は新堀地内の農地10筆、9,454㎡、596番は新堀地内外の 農地計21筆、2万7、585㎡、597番は新堀地内の農地16筆、1万9、333 m、598番は福島新田地内外の農地計15筆、1万415.30m、599番は新堀 地内の農地5筆、1万1,756㎡、600番は新堀地内の農地7筆、1万4,690 ㎡、601番は新堀地内外の農地計15筆、2万266㎡、602番は新堀地内の農地 5筆、1万1,663㎡、603番は福島新田地内外の農地計18筆、1万4,527 m、604番は新堀地内の農地23筆、2万2,004m、605番は新堀地内の農地 8筆、1万4、913㎡、606番は福島新田地内外の農地計8筆、2万4、748㎡、 607番は新堀地内外の農地計12筆、1万6、228㎡、36ページをお願いいたし ます。608番は新堀地内の農地2筆、284㎡、609番は新堀地内の農地2筆、2, 999㎡、610番は福島新田地内外の農地計14筆、8、991㎡、611番は新堀 地内の農地2筆、632㎡、612番は福島新田地内の農地1筆、520㎡、613番 は福島新田地内外の農地計7筆、3、937㎡、614番は新堀地内の農地1筆、27 0 ㎡、3 8 ページをお願いいたします。6 1 5 番は北潟地内の農地1筆、4,8 2 4 ㎡、 6 1 6 番は新堀地内の農地1筆、2 0 4 ㎡、6 1 7 番は新堀地内の農地3筆、2, 4 7 5㎡、618番は帯織北地内の農地1筆、3,989㎡、619番は福島新田地内外の 農地計2筆、827㎡、620番は鬼木新田地内の農地3筆、9,703㎡、621番 は鬼木新田地内の農地6筆、2万66㎡、40ページをお願いいたします。622番は 鬼木新田地内の農地8筆、2万2、777㎡、623番は鬼木新田地内の農地6筆、1 万9、441㎡、624番は鬼木新田地内の農地9筆、3万636㎡、625番は鬼木 新田地内の農地4筆、1万1,165㎡、626番は吉野屋地内の農地4筆、1万1, 792㎡、42ページをお願いいたします。627番は帯織地内の農地4筆、90.6 1㎡、628番は荒沢地内の農地9筆、1万1,640㎡、以上50件は新潟県農林公 社が新規に10年間利用権を設定するものであります。

次の629番から135ページの898番までの270件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、農地集積円滑化事業に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

137ページをお願いいたします。先ほど訂正いただきました655番ー3及び667番ー3の枝番がついております2件、合計面積5, 171㎡につきましては、本年1月の総会におきまして、農地集積円滑化事業でご決定をいただきました案件について耕作者の変更がありましたので、改めてその残存期間について利用権設定をするものでございます。

続きまして、利用権変更に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

138ページをお願いいたします。記載の75番につきましては、本年10月総会におきまして、下保内地内の農地11筆、1万784㎡について、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をすることでご承認をいただいたところでありますが、11筆のうち字本所485番、面積528㎡の1筆について、所有者錯誤でありましたので、取り消しするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果の報告を願います。

第2調査部会長代理は、村山代理の隣に着席願います。

19番、佐藤裕雄委員。

第2調查部会長代理(19番佐藤裕雄委員)

ご苦労さまでございます。

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、12月22日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、 部会員と野﨑会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時41分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転1件、新規設定104件、再設定270件、合計件数375件、面積320万6,732.67㎡及び利用権変更1件、変更後の面積は1万256㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受けまして、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の325件につきまして、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする50件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方はご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただい ま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

(午後3時25分 3番、嘉藤太加雄委員、9番、大桃伸之委員、

10番、眞野 薫委員、21番、阿部新一郎委員、

24番、阿部銀次郎委員、27番、内山敏雄委員着席)

議長 (野﨑会長)

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長代理の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』を議題といたします。

なお、10番、眞野薫委員、21番、阿部新一郎委員、30番、原田勝委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午後3時27分 10番眞野 薫委員、21番、阿部新一郎委員、

30番原田 勝委員退席)

議長 (野﨑会長)

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』ご説明をいたします。

139ページをご覧願います。三条市長からの諮問書の写しでございます。

次の140ページは、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する 法律第19条を添付させていただきました。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により新規に利用権を設定する農用地54万1,469.11㎡の利用配分計画(案)でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計

画(案)について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会に意見を求められているものでございます。

なお、議第2号参考としまして、本年11月11日現在の借り受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案141ページの4番の借り受け人の方については、11月11日現在の借り受け希望者リストには登載されておりませんが、今後予定されております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成29年2月28日までに登載される予定となっております。

それでは、配分計画(案)をご説明いたします。141ページをご覧願います。一番左の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の579番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する上野原地内外の農地計8筆、8,546㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

2番は、580番、白山新田地内の農地2筆、1万8,644㎡、3番は581番及び582番、代官島地内外の農地計10筆、7,349㎡、4番は583番、584番、585番、586番、587番、588番、589番、590番、591番、592番、593番、594番、595番、596番、597番、598番、599番、600番、601番、602番、603番、604番、605番、606番、607番、608番、609番、611番、612番、612番、613番、615番、616番、617番、618番、619番、福島新田地内外の農地計353筆、36万9,619.50㎡、5番は620番、621番、622番、623番、624番、625番、鬼木新田地内の農地36筆、11万3,788㎡、6番は626番、吉野屋地内の農地4筆、1万1,792㎡、7番は627番、帯織地内の農地4筆、90.61㎡、8番は628番、荒沢地内の農地9筆、1万1,640㎡、以上8件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。 19番、佐藤裕雄委員。

第2調查部会長代理(19番佐藤裕雄委員)

議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、合計件数8件、面積54万1,469.11㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただい ま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。 退席委員の着席を願います。

> (午後3時44分 10番眞野 薫委員、21番、阿部新一郎委員、 30番原田 勝委員着席)

議長 (野﨑会長)

退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、調査部会長代理の調査結果報告のとおり、農用地の利用効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

第2調査部会長代理は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題 といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明を いたします。

156ページをご覧願います。今月の申請は9件で、合計面積6万2,570.44 ㎡であります。

153ページにお戻りを願います。44番は、塚野目地内の農地1筆、1,001㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり $\bigcirc\bigcirc$ 万円であります。

45番は、善久寺地内の農地2筆、1,528㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、 売買により取得するものであります。価格は、10a当たり $\bigcirc\bigcirc$ 万円であります。

46番は、同じく善久寺地内の農地1筆、2,649㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり $\bigcirc\bigcirc$ 万円であります。

47番は、同じく善久寺地内の農地1筆、4,998㎡を譲り受け人が経営規模拡大

のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円であります。

48番は、金子新田地内の農地2筆、2,326㎡を同一世帯内において譲り受け人が贈与により取得するものであります。

154ページをお願いします。49番は、牛ケ首地内の農地2筆、885㎡を譲り受け人の要望により、贈与により取得するものであります。

50番は、石上3丁目地内外の農地計23筆、1万3,352.20㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定をした使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

51番は、井栗地内外の農地計6筆、7,032㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

52番は、福島新田地内外の農地計55筆、2万8,799.24㎡を譲り渡し人が 経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

第2調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調查部会長(21番阿部新一郎委員)

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの3件、合計件数9件、面積6万2,570.44㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

157ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積345㎡であります。

26番は、石上3丁目地内の農地2筆、345㎡を売買により取得し、建て売り住宅 1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、上林小学校南西300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の67番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積345㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につい

て』ご説明をいたします。

158ページをご覧願います。今月の申請は1件で、面積1,020㎡であります。

21番は、直江町3丁目地内の農地2筆、1,020㎡を共同住宅1棟及び駐車場18台の用地として利用したいものです。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北西350m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

2 1番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積1,020㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。 以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

159ページをご覧願います。今月の申請は3件で、合計面積809.59㎡であります。

67番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の

26番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

68番は、直江町3丁目地内の農地2筆、457㎡を売買により取得し、宅地造成2区画の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約○,○○円であります。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北側400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

69番は、上保内地内の農地1筆、7.59㎡を売買により取得し、西側既存宅地311.67㎡と一体利用し、事務所、住宅、倉庫敷地の拡張の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、保内駅南西側200m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積809.59㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。 以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第2調査部会長は自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (清水事務局長)

それでは、議第7号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明をいたします。

10月の総会後、委員の皆様からB判定農地、いわゆる耕作放棄地について調査をしていただいた後、非農地と考えられる土地について、所有者に農地への復元の意向などを確認させていただき、復元の意向のない土地については農地のままにしておくべきか、非農地とすべきかご協議をお願いするものでございます。今回ご協議をお願いする土地は、三条地区15筆、面積2, 040. 91㎡、栄地区11筆、面積2, 190㎡、下田地区13等、面積3, 140. 91㎡、合計39等、面積7, 371. 82㎡であります。なお、非農地と判断された場合は、市長及び関係機関等へその旨通知をさせていただくとともに、所有者等に対しましても同様の通知とあわせ、地目変更等の要請をさせていただく予定でおります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

廣川委員。

3 4番 (廣川哲也委員)

3 4番、廣川です。ご発言のある方ということですけども、これでそのまんま黙っていれば非農地になるということでございますでしょうか。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

基本的にはそういうふうにきょうご議決いただければ非農地ということで、先ほど申し上げましたように、関係機関、市長、それから法務局等に通知をさせていただき、非農地とさせていただきます。ただし、税の課税については、税務課のほうで現況に合わせた課税をされるものと考えております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

廣川委員。

3 4番 (廣川哲也委員)

所有者、耕作者の意向というものは、現段階では全く勘案していないということでご ざいますでしょうか。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

基本的には、所有者及び耕作者のほうに一応委託をしているところはなかったという

ふうに考えております。ただし、所有者が死亡しており、耕作者にかわっているという ところについても意向は確認をさせていただいており、意向については農地へ復元する 意思はないとのことで伺っております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

廣川委員。

3 4番 (廣川哲也委員)

もう一つお尋ねしますが、周辺の耕作者、所有者の方の意向というものは反映をされ ないというふうで理解してよろしいですか。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

そのようにご理解いただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

廣川委員。

3 4番 (廣川哲也委員)

そうしますと、私の関係している農地が3件、金子新田に2件、長嶺で1件あります。 金子新田の場所については、私も見て現状も把握をしております。長嶺の1件について は、この土地がどこにあるかということは私自身把握をしておりません。この辺だろう ということなんですが、その辺に田んぼらしいものがないんで、判断をしてみようがな いというような経過でございます。双方を合わせるとこの3件をそのまま非農地化する にはちょっと非常に問題があるんではないかなというふうに私は考えます。

以上です。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

今ほど34番委員の方のご発言の中の場所について、もし非農地とすべきでないということであれば、そのようにご決定をいただければ、それを外した形で通知をさせていただいて、それについてはまた来年度農地パトロール、それから地権者の意向等を聞いた上で判断してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

議長 (野﨑会長)

廣川委員、よろしいですか。

3 4番 (廣川哲也委員)

はい。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

ほかに。

熊倉委員。

29番(熊倉 睦委員)

29番、熊倉です。その農地の所有者に対して確認をとれたって、どういう形。ただ 文書を送って、文書だけの確認なのか、それとも直接お会いして、税はこうなりますよ とか、今後こうなりますよという説明をした上での通知の仕方なの。どういう通知の仕 方をしたのかちょっと詳しく教えてください。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

それにつきましては、先月の総会におきまして、皆様のほうへ文書で確認をさせていただくということで文書についてはお示しをさせていただいているところでございます。税金については、基本的には農業委員会で税金についてどういうふうに課税をされるということはわかりませんので、それについてはもし問い合わせがあれば税務課のほうへ照会くださいという形でやらせていただきますし、それから文書をお送りした中で地権者の方からここの土地だと思うけども、いいよ、要は自分は復元する意思がない、要は意思表示をされた方と、それから文書は到達しているものと考えますが、それについてはアクションを起こされていない方もいらっしゃいますけども、基本的に先般お示しした文書の中でもし例えば何かお問い合わせがあれば農業委員会の事務局へお願いします、それからもし異議がなければ、申し出が来なければ、私どもは非農地としてできれば判断をしたいと考えておりますというような文書でお送りさせていただいておりますので、ご理解はいただけたものと考えております。

以上です。

議長 (野﨑会長)

よろしいですか。

29番(熊倉 睦委員)

はい、わかりました……もう一つ。

議長 (野﨑会長)

熊倉委員。

29番(熊倉 睦委員)

もしそれが後々、いや、私はやっぱり耕作するつもりでしたというのに何でこれを、 あのときはよく見ていなかったんだけど、後々になってから耕作するという、息子とか 甥とか、そういうのが継ぐということになった場合は、そういうときはまた農地とする ということで認められるということで解釈してよろしいんでしょうか。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

それにつきましては、作付変更届の中で作付をしましたということで届け出いただけ

れば、私どものほうで現地を確認し、農地というふうな判断をしてまいりたいというふ うに考えております。

議長 (野﨑会長)

よろしいですか。

29番(熊倉 睦委員)

わかりました。

議長 (野﨑会長)

ほかにございませんか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただい ま事務局説明のとおり……

事務局 (清水事務局長)

廣川委員に、大変申しわけございませんが、何番の土地についてを外すべきかという ことをお聞かせいただければと思いますが、それを外すべきか外さないべきかを会長の ほうからお諮りをいただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

議長 (野﨑会長)

廣川委員。

3 4番 (廣川哲也委員)

私の基本的な考え方とすると、農地を外していいものだろうかというような感じで、外さないべきだというまで、言い切るまでの状況にはないんです、正直申し上げれば。ですので、その辺も含めて、先ほど局長のほうから説明あったように、また来年同じことをやるということでございますので、それらを勘案すれば、今回、このたびは金子新田字ニジュウモクと読むんですか、二十目の丙の1044の枝番1と、同じく枝番6、長嶺田屋敷1120を今回は非農地とすべきでないというふうにお願いしたいと思います。

議長 (野﨑会長)

ほかに何か。

羽生委員。

14番(羽生俊昭委員)

14番、羽生ですが、私ども前回の農地パトロールで長嶺の田屋敷1120番行ったんです。明らかに神社の脇、また上、下屋敷に囲まれていて、その場所に機械であろうが人間であろうがたどり着けないような状態になっているところで、ましてや本人が異議を申し立てていない場所ですので、同等と扱ってもよいと私は判断いたします。

議長 (野﨑会長)

ほかに。

なければ私のほうで進めさせていただきます。

今廣川委員の意見で金子新田 2 筆、長嶺を外していただきたいという申し出がございましたが、本人から了解得てありますので、このようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

能倉委員。

29番(熊倉 睦委員)

事務局長、今のおたくの意見がおかしいんですよ。どのようにしたらよろしいでしょうかという意見をするんでなくて、本人の意向の確認をとっている以上は申し出がない限りは、確認とれていますんで、このままで進めさせていただきますという言い方をすればいいのに、廣川委員にそれでどうしましょうかと聞くからこんなことになるんじゃないですか。本人の確認とれた以上はそれを進めてくださいよ。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

大変申しわけございませんでした。今ほど熊倉委員おっしゃられるとおり、私のほうの話の仕方が間違っておったと。所有者及び耕作者、死亡した場合に耕作者から一応異議ないというご意見をいただいているということでこのようにしたいと思いますというふうに言うべきところでございましたが、いかがいたしましょうかということは不適切な発言だったということで、発言のほう取り消させていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

廣川委員。

3 4番 (廣川哲也委員)

34番、廣川です。私が懸念しているのは、非農地とすべき事由の中で、1に一体的な土地利用に支障を及ぼす場合は非農地とすべきでない事由に当たるというふうに記載もあるとおり、本人はそれは非農地にしてもらおうが何にしようが本人の意向でしょうけれども、周辺の耕作者、所有者の方の意向が今回の判断について考えていられないというところが問題であって、その辺のところをもう一度やっていただくために今回は外していただきたいと申し上げているわけでございますので、その辺を含めて、全体で決めることでございますので、過半の方がこれでいいんじゃないかというふうにおっしゃればそれでよろしいんじゃないかと思いますが、皆さんのご意見を表明していただきたいと思います。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ただいま廣川委員の意見に対し、私も解釈に大変困りますが、この3筆について、隣地の承諾必要なのかどうかということだと思います。それで、皆さんのほうで、このまま進めていいか、それとも調整図るべきかということでございますが、どのようにしたらいいか意見を聞かせていただきたいと思います。

熊倉委員。

29番(熊倉 睦委員)

29番、熊倉です。本人の確認をしたところはそれいいかと思います。また、次回の農地パトロールについて、周辺の耕作者まで、そういうところにも次回の調査のときに

意向を聞いて確認したほうがいいかと思います。今回のこの上がっている場合は本人の確認とっているわけですから、それで進めていただきたいと思いますし、周りの耕作者という、廣川委員が言うんであれば、次回の農地パトロールのときに確認を聞いたほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

今意見が出ましたが、お諮りをしたいと思います。議第7号につきましては、ご異議 ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第8号『平成29年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題と いたします。

この案件につきましては、今までも総会に上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げ、議論していただいた経緯があります。今回も農政対策部会に付託をしたらいかがとご提案申し上げます。

また、本年3月25日に最新の農林業センサスの確定値が公表されましたので、現在の50aという下限面積が地域の実情と乖離がないかもあわせて農政対策部会で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、議第8号につきましては、下限面積の検討とあわせて農政対策部会に付託 することといたします。

議長 (野﨑会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を いたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、報第2号から報第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局 (清水事務局長)

(別添報告書により説明)

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。 原田委員。

30番 (原田 勝委員)

30番、原田です。77番の件ですが、ほかの件は相続による所有権移転になっているのにこの件だけ、イゾウと読むんですか、遺贈による所有権の移転となって、その違いについて。

議長 (野﨑会長)

事務局。

事務局 (清水事務局長)

通常は相続という形になりますが、遺贈というのは縁故者であるとか、要は相続人ではなくて特別縁故者であるとかそういった方にやる場合、要は遺贈したい、例えば遺言状、遺言によって全く相続権のない方にお贈りする、そういった場合が遺贈というような形になると思います。それから、要はさっき言ったような縁故者、特定縁故者に対しても相続ではなく遺贈というような言い方をするというふうに私のほう承知しております。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

原田委員、よろしいですか。

30番(原田 勝委員)

わかりました。

議長 (野﨑会長)

ほかにございませんでしょうか。

無いようですので、報告事項を終わります。

議長 (野﨑会長)

来月は農政対策部会の開催が予定されております。農政対策部会の開催案内をお願い いたします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長(15番刈屋一夫委員)

それでは、農政対策部会では1月の20日午後1時30分から厚生会館第2集会室で 部会を開催いたします。関係者は出席をお願いいたします。

案内につきましては、ただいま総会で付託をいただきました議第8号『平成29年度 農作業賃金・機械作業料金について』等でございます。

以上です。

ちょっといいですか、もう少し。

議長 (野﨑会長)

はい、何でしょう。

農政対策部会長(15番刈屋一夫委員)

報告は以上ですが、本来であれば農作業、機械料金については2月に農政対策で検討したんですが、「ひまわり」の編集に間に合わないということでちょっと早めた次第でございますが、ご理解いただきたいと思います。

それと、農作業賃金、農作業の作業料金等について、非常に細かい意見がいっぱい出てきておりますが、各地域農業委員さんがおりましたら、各地域でそういう声を聞きましたら、担当の農政対策部会宛てでもいいですが、事務局宛てでもよろしいでございますが、農政対策の部会の参考というか、よりよく決めていただく方向でいますんで、ご意見等をお寄せいただければありがたいと思いますんで、以上で終わります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

ただいま刈屋一夫農政対策部会長から意見が求められましたが、今回早めた理由、「ひまわり」編集委員のほうより依頼がありまして、もう少し、1カ月早めてくれという意向がございました。それを踏まえて今回早目に開催する予定でございます。それと同時に、私もそう考えているんですが、面積の大きさからみんなそれぞれ異なっているかと思います。そんな中で、やはり作業賃金に対しては異なってくるかと思います。その辺を事務局あるいは地域の農政対策部会の委員の方に情報を提供していただければなと思っているわけでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調查部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調查部会長(4番藤田吉則委員)

来月は、第3調査部会の当番でございます。1月25日午前9時から厚生会館第2集 会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午後3時開会を予定しております。

なお、総会終了後、午後6時から餞心亭おゝ乃におきまして新年会を開催しますので、 ご出席のほどよろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。 以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後 4時25分 閉会

三条市農業委員会会長 議事録署名委員(5番)

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

議事録署名委員(31番)